

姫路市教育委員会会議録（令和6年2月）

- 日 時 令和6年2月15日（木）午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第35号 令和6年度教育委員会関係予算について

議案第36号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第8回 教育委員会所管分）について

議案第37号 令和6年度以降の姫路市立菅生幼稚園に係る対応について

議案第38号 令和6年度学校園教育指針について

議案第39号 姫路市立幼稚園保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 報告

- 1 姫路市教職員・児童生徒意識調査2023の調査結果について
- 2 自校外プール活用事業について
- 3 義務教育学校の設置について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、森下委員、角谷委員、中野委員
（事務局）平田教育次長、村田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、
太田総合教育センター所長、砂山生涯学習部長、中上総務課長、
岩崎学校施設課長、宮崎教育企画室主幹、鈴木教育企画室主幹、
森学校指導課長、内海健康教育課長、松本人権教育課長、
加野健康教育課長補佐、藤原こども保育課長
（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により山下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、報告事項の3 義務教育学校の設置について追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第35号、36号及び報告事項の2は会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当し、議案第37号及び報告事項の3は同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。
また、議案第35号から第37号並びに報告事項の2及び3の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第35号から第37号並びに報告事項の2及び3は、非公開と決定します。また、非公開とした議案及び報告事項の会議録については、市議会での審議及び報告が終了した後に公表することと決定します。
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 39 号 姫路市立幼稚園保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (こども保育課長 議案第 39 号について説明)
まず、「1 改正の理由」でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

次に「2 改正の内容」でございますが、児童福祉法の改正により、福祉型、医療型と分かれておりました児童発達支援センターの類型が一元化され、障害種別に関わらず、障害児を支援できるように法改正が行われたことから、規則の別表注記のうち、医療型児童発達支援に係る部分を削除するものでございます。今回の法改正により影響を受ける具体的内容をご説明いたします。幼稚園を利用した際の児童の保育料についてですが、保育料は規則の別表で、保護者等の所得に応じた階層区分を設定しており、かつ、その階層区分ごとに、利用児童が第 1 子、第 2 子、第 3 子以降である場合のそれぞれの保育料の金額を記載しております。現在、幼稚園の保育料は無償化されておりますので、いずれの階層の第 1 子、第 2 子、第 3 子以降の区分についても、それぞれ 0 円と記載しているところでございます。このたびの法改正で影響を受けるのは、幼稚園を利用する子どもが第 1 子なのか、あるいは第 2 子なのかというカウントの要件を記した別表注記の部分であり、その注記部分を端的に申しますと、一定の所得以上の世帯については、3 歳児から小学校 3 年生までの範囲内でカウントし、かつ、保育所・幼稚園・認定こども園や特別支援学校の幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等を利用している子どもの中で、第 1 子、第 2 子とカウントするというものであります。このように、児童が第何子であるかのカウント要件を説明書きした別表注記の中に、児童発達支援、医療型児童発達支援の各文言があり、今回の法改正により、児童発達支援の類型が一元化されたことから、医療型児童発達支援の文言を削るという規則の改正を行うものであります。

次に「3 施行期日」でございますが、改正法律の施行日にあわせて、令和 6 年 4 月 1 日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 39 号 姫路市立幼稚園保育費用徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 39 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 一部退席のため、委員会は暫時休憩します。

教育長

○ それでは、委員会を再開します。
議案第 38 号 令和 6 年度学校園教育指針について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校教育部長 議案第 38 号について説明)

まず、「学校園教育指針」発刊の趣旨でございますが、本指針は、「姫路市教育振興基本計画」の理念に基づき、具体的方策を示すことで、各学校園が魅力ある教育活動を推進するための手立てとして発刊しております。令和 6 年度は、本市の第 2 期「姫路市教育振興基本計画」に改訂はありません。よって、その理念に基づいて策定する令和 6 年度「学校園教育指針」に大幅な変更はありません。この後の説明につきましては、今年度との重複部分については割愛し、令和 6 年度学校園教育指針の主な特徴と令和 6 年度重点項目について御説明いたします。

別冊を御覧ください。

表紙は、姫路城の写真に、幼・小・中・高・特別支援学校、そして、夜間中学校の 6 つの校種の幼児児童生徒が生き生きと活動する様子の写真を掲載しています。

第 1 部「本市教育振興の基本的な考え方」を御覧ください。第 2 期姫路市教育振興基本計画より抜粋した「基本理念」等を掲載しております。なお、第 2 期姫路市教育振興基本計画は、令和 2 年度からの 5 年間を計画期間としておりますので、令和 6 年度が最終年度となっております。

第 2 部「魅力ある学校教育の推進」を御覧ください。令和 5 年度版と比べ、それぞれ、文言の一部修正はありますが、大幅な変更はありません。そこで、令和 6 年度の重点項目について、表紙裏の「はじめに」のページを活用し、御説明いたします。

令和 6 年度重点項目は 5 点でございます。1 点目は、「働き方改革の推進」です。会議・学校行事等の縮減・精選や、ICT 活用による校務・業務の効率化およびデータの共有化を進めることで教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化を推進し、教職員相互の協力・協働による働きがいのある職場環境づくりに努めていきます。2 点目は、「特別支援教育の充実」です。子供達の自立と社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を進めます。3 点目は、「わかる授業の推進」です。子供一人一人の興味・関心、発達や学習の課題を踏まえて、基礎的・基本的な知識技能の確実な習得を目指すとともに、「主体的・対話的で深い学び」に

つながる授業づくりを推進します。4点目は、「教育の情報化の推進」です。1人1台の学習者用端末をはじめとするICT機器や教育支援ツール等、ICT環境を効果的に活用した質の高い学校教育を推進します。5点目は、「心の通い合う生徒指導の推進」です。令和5年度版では、「小中一貫教育の推進」を重点項目としておりましたが、全国学力・学習状況調査の調査結果からも、姫路市は全国と比べて一定の成果が見られることから、令和6年度については重点項目から外し、代わりに、「心の通い合う生徒指導の推進」を重点項目としております。近年、いじめや不登校、問題行動など生徒指導上の課題が多様化しております。不登校児童生徒についても、本市は増加しているところです。学校園は、児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うなど、心の通い合う生徒指導を推進してまいります。以上5点も重点項目とし、本市の教育活動の充実を図ってまいります。

続いて、資料のページについて、一部御説明いたします。「令和6年度 学力向上に向けての取組」を御覧ください。全国学力・学習状況調査の結果分析を踏まえ、本市の子供達に育みたい力、学習指導の工夫改善について、学校、家庭・地域、教育委員会が連携して行う学力向上の取組を掲載しております。令和6年度は、自分の考えを表現する「アウトプット」の充実を図るため、特に「期待するアウトプットにせまる工夫」に重点を置き、取り組んでまいります。以上、令和6年度学校園教育指針の特徴と令和6年度重点項目について説明いたしました。なお、学校園には2月8日の全市学校園長会の場で、令和6年度の教育方針を説明いたしました。3月下旬には、デジタル配信も含め各学校園に本冊子を配布し、校園内研修等で全教職員に周知させるとともに、その後も学校園訪問時等の指導など、あらゆる機会を通じて活用してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

小中一貫教育の推進について、項目的には残っていますが、一定の成果が見られたとして重点項目から外されています。そのため、姫路市としてどういった教育体制を目指すのかが不明瞭になっていると感じます。小中一貫教育のベースは、子供の学力も体力も含めた成長を円滑に進めることかと思えます。全国的にみて一定の成果が出ているのであれば、距離感の問題で全ての地域で対応することは難しいかもしれませんが、今後、他の地域でも小中一貫教育的つなぎ方を重点的に行っていくことになるかと思えます。なぜこの段階で一定の成果が見られたとして重点項目から外す判断になるのですか。

(答)

小中一貫教育を5つの重点項目から外しますが、小中一貫教育を行わないことはありません。本市におきましては、3つの義務教育学校が小中一貫教育のリーダー的な存在です。他でも例えば1中4小の朝日中学校でも小中一貫教育は推進しております。連携や交流も含めまして推進を行っていますが、特にこの一定の成果ですが、昨年度全ての35中学校ブロックで9年間を貫く特色ある教育課程であるブ

ランドカリキュラムを策定しました。ブロックで明確化した目指す子供像の実現に向けてどの学校も一貫した教育を行っており、その中で自分たちの学校の特色を進めておりますので、そういった形で小中一貫教育を進めてまいります。特に連携は重要だと思っておりますので、どんどん進めていきたいと思っております。一定の成果は、連携も含めまして全国学力学習状況調査の結果より他都市に比べますと、本市は連携が10ポイント以上進んでいる状況です。今回、小中一貫教育をなくすわけではなく、当然進めますが、本市といたしましては生徒指導の充実を重点項目にあげ、よりそちらのほうにも力を入れたいところがございます。この説明につきましては、全市校園長会の中でも小中一貫教育を辞めるわけではないと周知しております。

(問) 姫路市においては全ての小・中学校で小中一貫教育校になっているわけではなく、連携による小中一貫教育を行っている中で、重点項目から外すのですか。重点項目は5つと決まっているわけではないと思っております。小中一貫教育の仕組みや流れが完成しているわけではないので、連携が上手くいっているのであれば、さらに進めていくことが重要かと思っておりますが、どう思われますか。

(答) 5つと決まっておりますが、小中一貫教育は連携も含めて小中一貫教育と捉えておりますので、小中一貫教育は今後もずっと続いていきます。それぞれの校区にあったブランドカリキュラムを作りましたのでそれをしっかりと推進していきたいと思っております。重点項目の名目からは外れますが、小中一貫教育は当市の目玉であり、全国の中でもリーダー的な都市であるとの認識でありますので、重点項目から外すことで衰退していくことがないように様々な形で周知していきます。小中一貫教育の担当者会は今後もありますので、その中でも様々なことを発信していきます。

(意見) 重点項目として見える形にすることで、意識の中でも影響し、行動にも繋がっていくと思っております。

(答) 繰り返しになりますが、小中一貫教育を衰退させていく意識は決してございません。小中一貫教育の学びの繋がりの中で子供達を育みたいと思っております。

(問) あかつき中学校の2年目の体制はどういった状況ですか。

(答) まず、卒業予定者は4名で高校進学を目指しております。入学希望者は5名です。

(問) 5名は姫路市の方ですか。

(答) 姫路市内の方も姫路市外の方もおられます。

- (問) どんぐりカードのデジタル化は来年度からですか。紙の配布はなくなりますか。
- (答) デジタル戦略室と連携して行っておりますが、アプリをスマホにインストールし、かざすことで入館できます。ただし、マイナンバーカードと連携しておりますので、マイナンバーカードを持っていない子供のため、当面の間、紙との併用になります。
- (問) ひめパスにどんぐりカードをとありますが、これは図書カードにもなりますか。
- (答) その点については、把握しておりません。
- (問) マイナンバー認証機能と市民アプリのひめパスとは、デジタル戦略室と調整中ですか。
- (答) そのとおりです。
- (問) 将来的にはデジタルのみになりますか。
- (答) その予定です。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 38 号 令和 6 年度学校園教育指針について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 38 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の 1 姫路市教職員・児童生徒意識調査 2 0 2 3 の調査結果について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (学校指導課長 報告事項の 1 について説明)
2011 年度より開始した本調査ですが、本年度の変更点として、教職員調査の項目について追加・削除を行いました。追加項目については、本市の全国学力・学習状況調査と本意識調査の分析を踏まえ、昨年度より授業改善の取組として進めている『アウトプット』をキーワードとした授業づくり」に対する教職員の意識について点検・評価することを意図したものです。一方で、これまでの継続した取組により一定の成果が見られた小学校外国語活動指導補助員派遣の項目

は削除し、計 27 項目に精選し実施いたしました。また、児童生徒調査については、昨年度と同内容の計 30 項目について実施いたしました。

調査結果の概要をまとめております。ここでは、特に本年度の特徴的な傾向について御報告いたします。

まず教職員調査についてでございます。1 をご覧ください。こちらは「短時間学習の活用」についての項目でございます。現在、多くの学校で 15 分程度の時間を活用し、語彙の習得や既習事項の復習、小テスト等を実施し、基礎学力の向上を図っております。また、ドリル学習ソフトを活用し、習熟度に合わせた学習も進めております。今年度は、中学校において本項目の数値が低下しております。これは、新型コロナウイルスの感染法上の分類が第 5 類に移行したことで、多様な学習活動が再開し、生徒の課題解決力や探究活動につながるスキル育成に取り組む学校も見られる中で、15 分の短時間を効果的に活用できているという手ごたえがまだなく、数値が低下したと考えられます。今後は、短時間学習の充実を図るために、自らの考えをアウトプットする取組や、思考力・判断力・表現力を向上するための活動を行うこととし、各学校が課題解決のために主体的に選択し、短時間学習を効果的に活用できるよう、ひめじ学びタイムの今後の方針を周知したいと考えております。2 「保護者や地域住民との連携・協働」につきましては、小・中ともにコロナ禍前の数値にもどった状況でございます。今年度は、従来の取組や行事が精選されながらも再開傾向にあることが要因と考えております。今後も ICT も活用しながら、保護者や地域住民と連携・協働し、充実させていく必要があると考えております。3 「健康・安全面についての教職員の意識」につきましては、昨年度同様、高水準を維持しております。長く続いたコロナ禍により健康への配慮に対する教職員の疲弊感が想像されますが、あらためてポストコロナに向けて、健康・安全に十分配慮した通常の学校運営をリスタートしたことで、幾分、意識の高まりが見られたと考えております。4 の「授業改善に対する教職員の意識」につきましては、小・中ともに上昇しております。特に、中学校においては、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善への意識が各校で上昇していることに関連し、小中一貫教育の視点で授業改善を進めようという意識も上昇しております。今年度、全ての中学校ブロックで 9 年間を貫く特色ある教育課程（ブランドカリキュラム）に基づいた実践が開始されたことにより、「目指す子供像」の共有が進んだことで、小中一貫教育の視点をもった授業改善への意識も向上したのではないかと考えております。5 の「学校図書館の利用による学習」につきましては、ICT 端末の整備や、学校司書の全校配置以降、調べ学習の取組が小・中ともに向上し、特に中学校における取組の広がりが顕著であります。総合的な学習の時間や教科学習において、調べ学習の取組が広がっていることがうかがえます。しかし、学校司書の配置による教育効果を実感する教職員の割合が高い一方、図書館の本を使った学習は、小学校では低下傾向にあり、中学校では継続して低水準です。今後、学校司書と教職員が、より連携し学校図書館を活用した授業への支援を図ることができるよう、学校司書と教職員への研修を進めてまいります。6 の「教職員の勤務時間適正化」につきましては、

小・中ともに上昇しております。今年度は、スクール・サポート・スタッフの全校配置や特別支援教育支援員の増員に、留守番応答装置の設置や給食費の公会計化、デジタル採点システムの試行導入等、環境面の整備や ICT の活用にも積極的に取り組んでおります。これらの取組により、組織的な体制が整ってきていることで、多くの教職員が業務改善を実感し、教職員の意識改革につながっていると考えております。

次に、児童生徒調査についてでございます。7の「児童生徒の教職員への相談」につきまして、肯定回答率が低い理由についてですが、学校は、日頃から心の通い合う生徒指導の推進に向けて、児童生徒が教職員に相談しやすい関係づくりをはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含めた「チーム学校」として、児童生徒の一人一人の内面理解の深化に努めるなど、教育相談体制の充実を図っております。多感な時期である子供たちにとって、「何でも相談できる」という問はハードルが高く、肯定的回答率が低くなっていると考えております。8の「児童生徒の主体的・対話的で深い学び」につきましては、自分の考えをアウトプットする活動を取り入れた授業展開が広がりつつあります。また、発表する機会には、考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫した」の項目で肯定的回答の数値が上昇傾向にあることから、今後、より質の高いアウトプットに向けた指導が実現され、授業改善が進んでいくものと考えております。9の「児童生徒の生活の改善」につきましては、コロナ禍でも各校の工夫により大きな減少もなく、推移しておりました。また、今年度は、睡眠時間が十分だと思ふ児童生徒の肯定的な回答が高まっております。今後の指導や啓発につなげていきたいと考えております。10「児童生徒の自尊感情」につきましては、肯定的回答率が昨年度より微増しております。各学校において、児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができる「居場所づくり」や「絆づくり」が推進されていること、また、学校行事や体験活動を通して、友達や地域の大人と関わる機会が増加し、ともに喜んだり、悲しんだりする経験を通して自己肯定感が高まっていることも一因と考えております。

本調査の結果につきましては、既に各校に送付し、活用をお願いしております。また、今後、市立学校園の全教職員へ配付する『学校園教育指針』にも一部を掲載し、全市的な共有を図りながら、更なる取組の改善に努めたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

「学校の図書館の本を使って学習することがありますか」について、中学生の割合が低くなっていますが、他の項目において、読書は好きだし、本は読んでいる、授業や調べ学習で本や新聞も使っているとあります。学校の図書館の本を使っての学習の対象は何になりますか。学校の図書館の本を活用していることと、学校の本を使って学習することがマッチングしておりませんが、なぜですか。

- (答) 授業で調べ学習を行う際にタブレットを使うだけでなく、学校の図書館から本を持ってきてそれを使って調べることを想定しています。
- (問) ここでの「学習する」の意味は、自主的に調べたい時ではなく、調べ学習の際に予め学校の図書館から借りてくることですか。
- (答) 狭義ではそうなりますが、学校から家に持ち帰り自学するために図鑑等を使うこともそれに当てはまります。
- (問) 学校の図書館の利用数・率とかなりの差があるかと思いますが、生徒の認識は、図書に親しむことが主で、たまに調べ学習にも使っているということですか。
- (答) 図書室の本を使って自分の考えを調べたり、まとめたり、発表するために使うこと、授業で使うことを子供達は前提に捉えていると思います。
- (問) 図書を使っての学習は、調べ学習だけではなく本を読む図書の時間も含まれますか。
- (答) そうです。
- (問) 中学校に読書の時間はありますか。
- (答) ありません。
- (問) タブレットを使うようになって、学校の図書館の利用率・頻度はどれくらい落ちましたか。
- (答) 利用率等を計っておりませんので分かりませんが、手軽にタブレットで調べる子供が増えていることは、学校司書や教員からも聞いております。
- (意見) ネット上に正しい情報、不確定な情報など様々な情報がある中で、セカンドオピニオンのように情報を探ることや辞書を使って正しいとフィックスされている情報に必ずあたっていくことを合わせて行うことを小中学生の子供達に癖付けをしていくことが大切かと思います。
- (答) そういったことを学校司書の研修や図書館教育の担当者の研修会においても研修を行っておりますので、授業の中で子供達に伝えていきたいと思っています。
- (問) 「就学前教育との連携を意識して、保幼小の教職員が、校種を越えた相互理解を深めていくことは大切だと思いますか」の設問において、これは小学校に行く前の

子供達も含まれていますか。

(答) そのとおりです。

(問) 1つの校区に幼稚園や保育園が多数ある場合と比較的規模が小さく1校区に1園しかない場合で、こういったことを軸において取り組まれていますか。

(答) 小学校は旗振り役となり声を掛け、研修を一緒に行っていく形が多いです。

(補足) 小学校におきましては、たくさんの校区から児童がきますが、たくさん来られる幼稚園、公立私立を問わず、コロナ禍前においては、研修や情報交換を随時行っておりました。コロナ禍で幾分か減りましたが、今年度からは復活しようと小学校は思っております。小学校は就学前の学びの履歴について小学校に引き継ぐことを、小学校の校長会等においても認識しております。

(意見) 架け橋プログラムを意識しておられるかと思います。具体的に小学校の授業を見に行ったり参加することで、子供達は貴重な体験をしていますが、より一層踏み込んで子供達が生活してくためには、どのようなことが必要かといった、同じテーマをもって交流する、一緒に授業を組み立てていくといった経験を、こども園や幼稚園も強く望んでいると思います。そのため、情報をたくさん持っている先生方からお声掛けをいただき、どの園もこぼれることがないように、子供達との交流・連携・引継をしていただきたいと思います。

児童意識調査の設問に「学校は楽しいですか」、「学校になんでも相談できる先生はいますか」といったはじめをフォローする内容がありますが、教職員に対する設問においては多岐にわたり、この内容に焦点をあてた内容がなく、意識の違いが表れてきていないかと思います。国の意識調査をもとにした調査のため自由な設問は難しいと思いますが、「学校が楽しくなるには、こういった工夫や取組があるか」、「またそれは難しいですか」といった内容があれば、相互の温度差や先生の困り度が見えてくるかと思います。

(答) 国の意識調査を元に市独自で行っておりますので変更は可能です。ただし、急に変更しますとこれまで蓄積してきた数値と異なってきますので、様子をみながら検討していきたいと思います。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承りたいと思います。

教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
議案第35号 令和6年度教育委員会関係予算について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育次長 議案第 35 号について説明)

令和 6 年度歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき市長への意見の申出を行おうとするものでございます。

歳入及び歳出の科目別予算額一覧表でございます。主な内容や、令和 5 年度当初予算と比較して大きな増減が見られる科目について御説明いたします。

まず、歳入でございます。「第 45 款分担金及び負担金」から「第 90 款市債」までで、最後の合計欄に記載していますように、総額 70 億 2,509 万 9 千円で、前年度に対しまして、33 億 1,454 万 3 千円、89.3%の増額となっております。増減の主なものについて御説明いたします。まず、「第 55 款国庫支出金」が 6 億 6,269 万 7 千円で、3 億 9,820 万 4 千円の増額となっております。これは主に、小学校の施設改修を行うための小学校費補助金の増によるものでございます。

「第 60 款県支出金」が 1 億 3,925 万 2 千円で、2,294 万 8 千円の増額となっております。これは主に、不登校児童生徒支援員の配置に係る教育総務費補助金の皆増によるものでございます。また、「第 85 款諸収入」が 23 億 3,508 万 8 千円で、4,177 万 9 千円の減額となっております。これは主に、児童生徒数及び給食実施回数による学校給食収入の減少によるものでございます。また、「第 90 款市債」が 35 億 7,800 万円で、29 億 3,160 万円の増額となっております。

これは主に、小学校・中学校の施設改修に伴う小学校債及び中学校債の増額、市立高等学校の再編、新設に伴う高等学校債の皆増によるものでございます。

次に、歳出につきましては、すべて「第 55 款教育費」で、「第 10 項教育総務費」から「職員報酬給与費」までの、総額 219 億 734 万 6 千円で、前年度に対しまして、41 億 5,972 万 7 千円、23.4%の増額となっております。増減の主なものについて、御説明いたします。まず、「第 10 項教育総務費第 20 目教育指導費」が 3 億 7,922 万 7 千円の増額となっており、これは主に、小学校教科書の採択替えに伴う指導書購入費並びに特別支援教育支援員の増員及び給与改定に伴う報酬・職員手当等の増によるものでございます。また、「第 15 項小学校費第 20 目学校建設費」が 32 億 4,985 万 2 千円の増額となっており、これは主に、校舎長寿命化改修及び屋内運動場への空調機整備に伴う施設整備費の増によるものでございます。また、「第 20 項中学校費第 20 目学校建設費」が 3 億 6,076 万 8 千円の増額となっており、これは主に、屋内運動場への空調機整備に伴う施設整備費の増によるものでございます。また、「第 25 項高等学校費第 20 目学校建設費」が 5 億 7,054 万 2 千円の増額となっており、これは主に、市立高等学校の再編、新設に伴う用地取得事業費の皆増によるものでございます。「第 38 項 文化振興費第 55 目図書館費」が 3 億 294 万 3 千円の減額となっており、これは主に、図書館東分館及び安富分館の改修工事の完了に伴う図書館整備費の減によるものでございます。「職員報酬給与費」が 1 億 409 万 6 千円の減額となっており、これは主に、人員減による給料・職員手当等の減によるものでございます。

次に、教育委員会の令和 6 年度の主要事業の概要について御説明いたします。

未来を拓く「ひとづくり改革」として、まず、「より良い教育環境の整備」の「魅力ある市立高等学校づくりの推進」につきましては、統合新設校の設置に向けて、姫路高等学校の施設改修、市立3校の学習活動や部活動等の一部を合同で実施し、交流を図ることで一体感を育むとともに、旧中央卸売市場跡地における新校舎建設に向けた用地取得を推進します。次に、「市立小・中・高等学校における空調設備の整備」につきましては、令和6年度からの3か年で全ての市立学校の体育館に空調を設置し、児童生徒の教育環境の充実や、避難所としての機能強化を図ります。「不登校児童生徒の居場所づくりの推進」につきましては、不登校の児童生徒をサポートするため、市立小中学校に不登校児童生徒支援員を配置し、学習や生活の支援を行うほか、学校以外の居場所として出張型の適応教室を増設します。「外国人児童生徒等の受入環境の整備」につきましては、通訳や授業の補助等が必要な外国人児童生徒等が在籍する市立小中学校等に、バイリンガル支援員を派遣し、児童生徒及び保護者と教員とのコミュニケーションをサポートすることで、学習支援や生活支援等を実施します。「スクールソーシャルワーカーによる支援の充実」につきましては、市立中学校等にスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭を含めた園児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校園への助言を行うことで、教育相談体制の充実を図ります。「一生」に寄り添う市政として、「市民協働の地域づくり」の「部活動の地域移行の推進」につきましては、生徒がスポーツ・芸術文化活動に触れられる環境を確保するとともに、教員の働き方改革を促進するため、学校と地域との連携・協働により、休日の部活動について地域移行に向けた実証事業を実施します。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

市立高校のつながりプロジェクトですが、3校合同で始まり最終年度には4校合同になりますか。また、これまで合同授業等は実施されてきましたか。

(答)

つながりプロジェクトにつきましては、来年度から始動し、少しずつ大きく育てていく予定です。令和8・9年度においては、文化祭や体育祭も合同で実施することも考えております。部活動での展開をまず考えており、学校に声かけを行い、運動部5部、文化部2部につきましてモデル的に実施することを検討しております。これまで野球部において3校合同で行ったことがありましたが、他の部でも実施することを来年度より始めていきます。交流戦や対抗戦をすることにより、一緒にすることの課題等を今の生徒達が考え、市立高校が1つになりますので、その在り方を生徒達が一緒に考える体制を築いていきたいと考えております。また、その中で探究学習の合同発表も考えております。新校において、探究学習は外すことが出来ない大きな要素になりますので、3校のうちから作り新校につなげていきたいと思っております。一体感の醸成と部活動も中学生へのアピールをこういった場で打ち出していきたいと思っております。

- (問) 令和8年度は4校で、最終年度は来年度の1年生が3年生になった時に新校の1年生と一緒に何かをやってつなぐことですか。
- (答) 令和6・7年度は3校で実施し、令和8・9年度は4校で実施し、令和10年度は1校になります。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第35号 令和6年度教育委員会関係予算について

原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第35号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第36号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第8回 教育委員会所管分）について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ （教育次長 議案第36号について説明）
令和5年度姫路市一般会計補正予算（第8回 教育委員会所管分）に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見の申出をしようとするものでございます。
まず、事業費の増額につきまして、「第1表歳入歳出予算補正」で御説明いたします。歳入の補正額は、国庫支出金7億5,264万8千円、市債23億3,320万円、合計30億8,584万8千円の増額でございます。歳出の補正額は教育費32億4,847万9千円の増額でございます。
内訳を明細書で御説明しますので、歳出明細書を御覧ください。まず、第10項教育総務費第23目保健体育費でございますが、国の補正予算を活用し、物価高騰の影響による学校給食食材費の増額改定分として、1億5,260万円を増額するものでございます。次に、第15項小学校費第20目学校建設費及び第20項中学校費第20目学校建設費につきましては、令和6年度に実施する学校施設の老朽化対策事業及び環境整備事業などの一部が、国の令和5年度補正予算に採択されたもので、小学校費20億1,856万1千円、中学校費10億7,731万8千円を計上しております。
戻りまして、歳入明細書を御覧ください。先ほど歳出明細書で御説明しました事業の財源である、国庫補助金7億5,264万8千円、市債23億3,320万円を増額するものでございます。
戻りまして、翌年度への事業費の繰越につきまして、「第2表繰越明許費補正」

で御説明いたします。第10項「教育総務費」でございますが、まず、事務局費につきましては、定年延長に伴う退職手当の未執行分を、また、先ほど御説明いたしました学校給食食材費の増額改定分を、令和6年度に繰り越して実施するものでございます。第15項「小学校費」及び第20項「中学校費」につきましては、先ほど御説明をいたしました学校施設の整備事業等を令和6年度へ繰り越して実施するものでございます。

次に、「第3表地方債補正」でございますが、義務教育等施設整備事業の財源として起債限度額が、4億770万円から23億3,320万円を増額し、27億4,090万円となっております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第36号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第8回 教育委員会所管分）について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（委員）

〔 挙 手 〕

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第36号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第37号 令和6年度以降の姫路市立菅生幼稚園に係る対応について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （教育企画室主幹 議案第37号について説明）
「1 令和6年度以降の姫路市立菅生幼稚園について」でございますが、現在、菅生幼稚園に通園している4歳児は1人おりますが、令和6年度に他の就学前施設に入園することが決定している状況でございます。また、令和6年度の入園児童がいないことから、当該幼稚園を休園したいと考えております。
「2 休園の時期」につきましては、令和6年4月1日からといたします。
「3 今後の対応について」でございますが、幼稚園の在り方は「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」に基づき計画を進めておりますので、休園後の方針は、令和6年度に策定予定の第2期実施計画において決定したいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

（問）

4歳児は1人ですが、5歳児は何人ですか。

- (答) 5歳児は2人です。4歳児も9月末まではもう1人おりましたが、退園されて今は1人です。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第37号 令和6年度以降の姫路市立菅生幼稚園に係る対応について
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第37号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の2 自校外プール活用事業について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (健康教育課長 報告事項の2について説明)
まず「1趣旨」でございますが、市内小中学校のほぼすべての学校にプールを設置しておりますが、老朽化が進み、大規模整備等の抜本的な対策が必要となっております。また、今後の少子化の進展に伴う学校規模の縮小や施設の効果的・効率的な活用の観点から、1校1プール体制を見直し、公立・民間施設のプール活用や学校プールの共用化の方策を進めてまいります。令和6年度におきましては、いくつかの手法についてモデル事業を実施し、本格実施に向けた検討を進めてまいります。
次に「2内容」でございますが、令和6年度におきましては、プールの老朽化が進んでいる学校において実施することとし、当該学校の状況に応じて学校外施設の活用又は学校間でプールを共用することにより検討を進めてまいります。1の「公立・民間施設の活用」につきましては、野里小学校、城陽小学校及び香呂南小学校において実施する予定でございます。2の「学校プールの共用」につきましては、隣接している学校のうち、城乾小学校が城乾中学校のプールを、白鷺小中学校の後期課程が前期課程のプールを、豊富小中学校の前期課程が後期課程のプールを共用する予定でございます。
次に「3事業費」でございますが、2,251万2千円でございます。事業費には、「公立・民間施設の活用」におきましては施設使用料等を、「学校プールの共用」におきましては備品購入費等を予定しております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- (問) 白鷺小中学校において、後期課程が前期課程のプールを使用するとのことですが、深さに問題はありますか。

- (答) 小学校のプールの方が中学校のプールに比べ浅いのは事実ですが、泳いでいる際に底に手が付くことはありませんので、泳ぐことにおいて特に影響はありません。逆に小学校が中学校のプールを使用する場合、安全面において深さの問題がありますので、台を入れる必要があります。
- (問) 前期課程と後期課程の深さはどれくらい差がありますか。
- (答) 中学校の場合は、一番深いところで110～120cm、小学校の場合は、90～100 cmくらいになります。そのため、泳ぐことにおいて特に影響はありません。
- (問) 民間施設の活用を3校でされますが、小学校のすぐ近くにありますか。
- (答) 野里小学校は増位にあるSUNひめじ、城陽小学校は阿保にあるNSI姫路、香呂南小学校は香寺にある香寺温水プールを使う予定です。
- (問) 歩いていくのですか。
- (答) 市で借上げたバスを使用する予定です。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、
報告事項の3 義務教育学校の設置について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教育企画室主幹 報告事項の3について説明)
「1趣旨」についてでございますが、本市では、中学校ブロックごとに特色ある教育課程(ブランドカリキュラム)を定め、全市的に小中一貫教育を進めております。その小中一貫教育の拠点校として、白鷺・四郷・豊富校区に義務教育学校を設置し、これまで取組を進めてきております。その中で、新たに南エリアの城陽校区に施設一体型の義務教育学校を設置したいと考えております。9年間のつながりを大切にした異学年交流による学びや教員の連携による一貫した指導等を通じて、本市ならではの特色ある取組を進めたいと考えております。また合わせまして、大規模化が進んでいる山陽中学校の学校規模の適正化を図ってまいります。
次に「2内容」でございますが、城陽小学校区を通学エリアとして、城陽小学校の校地に施設一体型の義務教育学校を設置したいと考えております。敷地内に中等部の校舎を増築し、小学校施設の老朽化が進む部分を改築のうえ、工事完成

後に、義務教育学校として開校する予定でございます。開校時期につきましては、小学校の運営に支障がないよう計画的に建設を進める必要がございますので、今後、詳細を計画していく中で開校時期を示してまいります。

「3義務教育学校の取り組みによる主な効果」でございますが、

- ・主体的・対話的で深い学びの実現による学力の向上を、小中の教職員の協働によって図ることができる。
- ・キャリア教育の視点を含む人間関係力の育成を図ることができる。
- ・6年生から7年生へのスムーズな引き継ぎにより中1ギャップに対応ができる。

といった点を挙げております。

次に、「4城陽校区内の児童・生徒数」につきましては、令和5年5月現在でございますが、城陽小学校1～6年生は681人、山陽中学校1～3年生のうち城陽校区の生徒数は273人、合わせて954人でございます。施設規模につきましては、今後、校区内への人口流入がいくらか見込まれることから、少子化の進行を踏まえつつ必要な教室数を確保してまいります。

「5参考」といたしまして、荒川・手柄・城陽校区を合わせた山陽中学校の生徒数は、令和5年5月現在、1,021人でございます。そこから城陽校区の生徒数を除きますと、748人となり、今後、人口流入が見込まれるものの、山陽中学校においても、望ましい学校規模を確保することが可能となります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

城陽小学校の校地に中学部の校舎を増築とありますが、敷地は新たに確保するのですか。

(答)

阿保地区の区画整理事業の進捗に合わせて、北東部の土地を取得しておりますので、そこを中心に整備を行う予定です。また、南側の校舎も老朽化しておりますので、その部分を撤去しつつグラウンドのスペースもある程度確保しながら新たな学校として整備していきたいと思っております。

(問)

白鷺小中学校の児童生徒数は、何人ですか。

(答)

897人です。

(問)

新校は白鷺小中学校より少し大きくなりますか。

(答)

そのとおりです。城陽校区は少子化の影響を受けているとはいえ、若干の微増になりますので、将来推計を見通しますと現状より少し増えるかと思っております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれです

承したいと思います。

教育長

- 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

- 次回の定例教育委員会ですが、3月21日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、3月21日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、3月21日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時32分)